

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入居に関する指針

社会福祉法人二桜会

1 目的

この指針は、岩手県内の指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（以下「施設」という。）の入居に関する基準を明示することにより、入居決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、入居の必要性の高い者が円滑に入居できることを目的とする。

2 入居対象者

入居の対象となる者は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護度1～5と認定された者のうち、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者とする。

3 入居の必要性を判断する基準

施設は、次に掲げる判断基準及び考慮事項により入居の必要性を総合的に判断する。

(1) 入居の判断基準

① 1次判定

1次判定は、次の項目について別表1により点数化して判定する。

- ア 要介護度
- イ 介護者の状況
- ウ 指定居宅介護サービスの利用状況
- エ 住居環境
- オ 病院、介護保険施設等への入院（入所）状況
- カ 緊急性

② 2次判定

2次判定は、必要に応じて別表2により点数化して判定する。

- ア 認知症の状況
- イ 待機年数

(2) 考慮事項

施設の経営方針、職員体制、建物の構造、地域の実情等をふまえ、次の事項に制約があるときや入居者数の上限を定める必要があるときは考慮できるものとする。

- ア 居室や建物ユニット区分における男女別入所者数の制約
- イ 医療的処置を要する入居者数の上限
- ウ 出身市町村別の入居者数の定数又は上限

4 入居申込み及び待機者

(1) 入居申込は、入居申込者又はその家族等が入居申込書（様式1）により、施設に直接申し込むものとする。

(2) 施設に入居を申し込んだとき、施設の入居定員のすべてが入居済みであるため、直ちに入居することができない入居申込者を待機者とする。

5 入居申込者の状況把握

- (1) 施設の担当者は、入居申込者及び家族等と面接し、入居調査票（様式2）により1次判定を行うとともに、判定結果及び入所順位の決定方法等を申込者等に説明し、同票の「説明確認欄」に署名を受けるものとする。また、必要に応じて健康診断書の提出を求める。

なお、1次判定は入居申込者又はその家族等の申出により、適宜実施することができるものとする。

- (2) 申込時において、入居申込者に入院治療の必要がある場合など、自ら適切なサービスを提供することが困難なときは、その理由を入居申込者又は家族等に十分に説明し、理解を得るとともに、病院や診療所を紹介するなどの措置を講じるものとする。
- (3) 入居申込時に待機者となった者のうち、1次判定の点数が概ね70点以上の者を優先待機者、70点未満の者を一般待機者に分類する。

6 待機者名簿の整備

- (1) 施設は、待機者の氏名、1次判定の実施期日及び点数、優先又は一般待機者の分類等を記した待機者名簿を整備するものとする。

また、定期的に待機者本人や家族等、あるいは居宅介護支援事業者等に照会し、待機者の状況を把握し待機者名簿を更新するよう努めるものとする。

- (2) 待機者が施設へ入居したとき、死亡したとき、入居申込みを取り下げたとき、1次判定の点数が変動した等の事実を施設が確認したときは、随時待機者名簿を更新するものとする。
- (3) 入居申込みを一旦取り下げた場合であっても、再度入所申込みを妨げないものとする。

7 入居検討委員会の設置

施設は、入居の決定に係る事務を処理するため、入居検討委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

委員会の運営は、次の要領で行うものとする。

(1) 委員構成

委員会の委員は、施設関係者のほか、地域の福祉関係者等第三者（民生委員等）により構成する。

(2) 委員会の開催

委員会は、施設長が招集し、3か月に一度開催し（1月、4月、7月、10月）その他緊急の案件があれば必要の都度開催する。

(3) 入居の決定

入居は、委員会の合議に基づいて施設長が決定する。

合議は、1次判定及び必要に応じて行う2次判定、並びに考慮事項をふまえて調整した入所順位名簿に基づいて行うものとする。

(4) 会議録

施設長は、委員会の会議録を作成し、これを2年間保存するとともに、県又は市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。

(5) 守秘義務

委員会の委員は、業務上知り得た入居申込者やその家族等に関する個人情報を他に遺漏してはならない。施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。

(6) 説明責任

施設は、入居申込者やその家族等から入居の決定、判定等に関する説明を求められた場合に、適切に対応できるようにしなければならない。

8 特別な事由による入居の決定（加点し順位を上げる場合）

次の場合には施設長の判断において、入居を決定することができる。

(1) 老人福祉法の規定に基づく措置入居の場合

市町村から老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づく措置入居依頼があったとき

(2) 入院後に再入居する場合

病院等に入院した入居者であって、概ね 3 ヶ月以内に退院することが見込まれ、退院後に再び施設への入居が必要と認められるとき

(3) 災害による緊急入所の場合

地震や台風等の災害により、緊急に在宅要介護者を受け入れる必要があるとき

9 その他

(1) 施設は、この指針を参考に、地域の実情等を勘案して入居等に関する規程を定め、適正に入居の決定を実施する。

(2) この指針は、平成 15 年 2 月 28 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日以降に入居する者の決定から適用するものとする。

(3) この指針は、平成 21 年 2 月 27 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日以降に入居する者の決定から適用するものとする。

別表1 入居の判断基準【1次判定】(3の(1)の①関係)

1 要介護度

要介護5	40点
要介護4	35点
要介護3	25点
要介護2	15点
要介護1	10点

2 介護者の状況

介護者がいない(独居又は家族等が遠隔地にいるため介護ができない)	25点
介護者がいる(介護者が高齢、病弱、就労、複数介護等で負担が重い)	15点
介護者がいる(上記以外のもの)	10点

3 指定居宅介護サービスの利用状況(3を算定するときは5を算定しない)

週5～7日サービスを利用している(ただし、福祉用具貸与を除く)	15点
週3～4日サービスを利用している(同上)	10点
週1～2日サービスを利用している(同上)	5点

4 住居環境(4を算定するときは5を算定しない)

住居環境が介護に適さない(例:アパートの上層階、風呂なし等)	10点以内
--------------------------------	-------

5 病院、介護保険施設等への入院(入所)状況(5を算定するときは3、4を算定しない)

病院又は介護保険施設、グループホーム等へ入院(入居)しているが、退院(退所)後の在宅生活が困難である	10点
--	-----

6 緊急性(以下の項目に該当する場合は、上記1～4の合計点数に加点する)

指定居宅介護サービス等が十分に提供されない条件下での介護者の急死又は長期入院が避けられず、食事が提供されない等、切迫した状況にある	20点
虐待が疑われるとき	20点

別表2 入居の判断基準【2次判定】(3の(1)の②関係)

1 認知症の状況

認知症による行動障害があり、居宅において見守りや介護が困難	15点以内
-------------------------------	-------

2 待機年数

5年以上	5点
3～5年未満	3点
1～3年未満	1点